

**産業振興促進事項**  
**【指定地域（関係市町）】**

## 走島群島地域（福山市）産業振興促進事項

### 1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である走島とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

### 3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「1 走島群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

### 4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

### 5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

#### （1）福山市

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 固定資産税の課税免除による優遇措置
- ・ 効果的な稚魚放流などによる「つくり育てる漁業」の振興
- ・ 国・県と連携し、新たな漁師の担い手育成を支援
- ・ 各種経営相談に対応するため、びんご産業支援コーディネーターを派遣
- ・ 新規加工場への移転や、それに伴う新加工技術及び流通体制の整備の支援

#### （2）広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金
- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組
- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ 基幹施設である走漁港などの整備
- ・ 新規加工場への移転や、それに伴う新加工技術及び流通体制の整備の支援
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

#### （3）漁業協同組合

- ・ 経営者研修等による人材育成の実施
- ・ 経営指導、経営基盤の強化
- ・ 漁場環境の整備・改善
- ・ 水産資源の適切な管理

## 6 計画の目標、評価に関する事項

### (1) 計画の目標

| 区 分       | 新規設備投資件数 (延数) | 新規雇用者数 |
|-----------|---------------|--------|
| 製造業       | 1 件           | 2 人    |
| 農林水産物等販売業 | 1 件           | 2 人    |
| 旅館業       | 1 件           | 2 人    |
| 情報サービス業等  | 1 件           | 2 人    |

### (2) 評価

上記(1)に掲げる目標については、毎年度、その前年度の達成状況等を把握し、その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。

## 備後群島・芸備群島地域（尾道市）産業振興促進事項

### 1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である百島及び細島とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

### 3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「2 備後群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」及び「3 芸備群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

### 4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

### 5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

#### （1）尾道市

##### [共通]

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 固定資産税の課税免除又は不均一課税による優遇措置

##### [農業]

- ・ 有害鳥獣被害対策のため、防護柵設置補助や捕獲班による個体数管理
- ・ 農業者の経営安定化支援のため、認定農業者に対するおのみち「農」の担い手総合支援事業等の各種支援措置
- ・ 新たな担い手のため、新規就農者育成交付金による経営安定化支援
- ・ 販売力向上、産地育成及び生産量拡大推進のため、「尾道ブランド発展支援事業」による農産物ブランド化
- ・ 市民と農業の交流促進のため、市民農園の開設

##### [水産業]

- ・ 稚魚稚貝放流に係る経費支援及び水産資源増加のための刺し網試験操業並びに漁獲状況把握調査等による漁場の生産性向上
- ・ アサリ資源回復のため、国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所百島庁舎との連携による人口種苗生産の技術取得等
- ・ 担い手支援のため、新規漁業就業者への漁船漁具等の購入に係る経費補助や漁業協同組合員への設備資金融資等
- ・ ブランド力強化と販路拡大のため、地元飲食店との連携し地産地消を推進する尾道季節の地魚の店認定事業

##### [工業]

- ・ 中小企業融資制度、小規模事業者経営改善資金貸付等利子補助金制度及び創業資金利子補給金制

度等、金融・財政支援に係る制度の情報提供

- ・ 販路開拓支援事業補助金制度及び創業支援補助金制度の情報提供
- ・ 工場等設置奨励制度の情報提供

[観光]

- ・ ホームページ等を活用した観光情報等の発信

[情報サービス等]

- ・ 高速通信網の整備について、通信事業者への継続的な働きかけ

(2) 広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金
- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組
- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

(3) 尾道市農業協同組合

- 生産量維持の取組
  - ・ 特定品目の専門塾による新規栽培者の確保と経営安定
  - ・ 高品質・安定生産のための営農指導
  - ・ 高度な生産技術の継承
- ブランド力の強化と販路拡大の取組
  - ・ 地域特産としてのブランド力を活かした販売
  - ・ 「尾道ブランド農産物認証」や地元飲食店とのタイアップ
  - ・ 多彩な販売チャンネルを駆使した有利販売
  - ・ JA農産物直売所「ええじゃん尾道」を活用した地域農業の底上げ
- 多彩な担い手の育成
  - ・ 出荷者の生産能力及び経営能力の向上
  - ・ 消費者ニーズに対応した生産指導と店舗づくり
  - ・ 新規就農者向け研修である農業塾受講の呼びかけ

(4) 浦島漁業協同組合、因島市漁業協同組合

- ・ アサリ等の漁場環境の保全
- ・ アコウ等の高級魚種放流による漁獲量増加の取組
- ・ 資源管理型漁業の推進
- ・ JA農産物直売所「ええじゃん尾道」と連携した直接販売活動
- ・ 新規漁業就業者研修の実施等による漁業後継者確保
- ・ 担い手の育成確保による魚介類の安定供給

(5) 尾道観光協会、因島観光協会

- ・ 離島地域の観光情報等の発信
- ・ 定期航路を活用したツアーの実施

(6) その他関係団体

- ・ 広島県企業立地推進協議会における県との連携
- ・ ハローワークと連携した雇用の拡充
- ・ 市内商工団体による経営相談指導等
- ・ 市内NPO法人等の現代アート展示による文化芸術の振興

6 計画の目標、評価に関する事項

(1) 計画の目標

| 区 分       | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
|-----------|----------|--------|
| 農林水産物等販売業 | 1 件      | 1 人    |
| 製造業       |          |        |
| 旅館業       |          |        |
| 情報サービス業等  |          |        |

(2) 評価

上記(1)に掲げる目標については、毎年度、その前年度の達成状況等を把握し、その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。

## 芸備群島地域（三原市）産業振興促進事項

### 1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である佐木島及び小佐木島とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

### 3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「3 芸備群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

### 4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

### 5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

#### （1）三原市

##### [共通]

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 固定資産税の課税免除による優遇措置

##### [農林水産業]

- ・ 新規就農者の育成支援
- ・ 農産物の流通効率化や販路拡大に対する取組支援
- ・ 島内における農地情報の提供
- ・ 農業用インフラ整備等補助金の利用促進
- ・ 有害鳥獣駆除対策支援

##### [工業]

- ・ 融資制度、信用保証事業の斡旋及び情報提供
- ・ ハローワークと連携した雇用の拡充
- ・ 中小企業の借入金に対する利子補給

##### [観光]

- ・ ホームページや広報等を活用した観光PRの促進とイベント等の情報発信
- ・ 関係団体との連携支援

##### [情報サービス]

- ・ 光ファイバー網の維持管理
- ・ コミュニティFM放送の受信環境確保

#### （2）広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除

- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金
- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組
- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

(3) ひろしま農業協同組合

- ・ 地域農業の多様な担い手支援
- ・ 農地有効活用による生産基盤の確立
- ・ 地域に合った作物生産及び販売ルートの拡充支援

(4) 三原商工会議所

- ・ 経営者研修等による人材育成
- ・ 経営の安定、改善に向けた指導

(5) 株式会社空・道・港（地域連携DMO）

- ・ ホームページ等による情報発信
- ・ 島への誘客につながるツアー等の観光商品の開発・販売
- ・ 地域の住民組織等と連携した観光振興

(6) (一般社団法人) 三原観光協会

- ・ ホームページ等による情報発信
- ・ 島への誘客につながるイベント等の開催及び支援

6 計画の目標、評価に関する事項

(1) 計画の目標

| 区分        | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
|-----------|----------|--------|
| 製造業       | 1件       | 1人     |
| 農林水産物等販売業 | 1件       | 1人     |
| 旅館業       | 1件       | 2人     |
| 情報サービス業等  | 1件       | 1人     |

(2) 評価

上記(1)に掲げる目標については、毎年度、その前年度の達成状況等を把握し、その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。



## 上大崎群島地域（大崎上島町）産業振興促進事項

### 1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である大崎上島町、長島及び生野島とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

### 3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「4 上大崎群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

### 4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

### 5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

#### （1）大崎上島町

##### [共通]

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 固定資産税の課税免除又は不均一課税により優遇措置

##### [製造業]

- ・ 融資制度、信用保証事業の斡旋及び情報提供
- ・ ハローワークと連携した雇用の拡充
- ・ 中小企業の借入金に対する利子補給
- ・ ホームページ、広報等を活用した企業誘致及び進出希望企業の情報把握

##### [農林水産業]

- ・ 新規就農者の育成支援
- ・ 農産物の流通効率化や販路拡大に対する取組支援
- ・ 島内における農地情報の提供
- ・ 農業用機械整備等補助金事業の利用促進
- ・ 柑橘やブルーベリー等の生産拡大と商品開発
- ・ 海藻類種苗育成事業の支援
- ・ 水産資源の試験養殖事業
- ・ 海藻資源定着試験補助
- ・ 有害鳥獣駆除対策支援

##### [観光]

- ・ ホームページや広報等を活用した観光PRの促進とイベント等の情報発信
- ・ 体験型修学旅行の誘致
- ・ 大学や他地域との交流促進
- ・ 海と島の歴史資料館、沖浦漁港観光物産館等町営観光施設や民間観光施設との連携及び情報共有

[情報サービス]

- ・ 光ファイバー網の整備及びF T T Hの普及
- ・ 公衆無線L A Nの設置

(2) 広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金
- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組
- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ 広島レモンのブランド化による柑橘産地の育成
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

(3) 大崎上島町商工会

- ・ 経営者研修等による人材育成
- ・ 経営改善の指導
- ・ 商工会、町、島内教育機関との産学官異業種交流の促進

(4) 広島ゆたか農業協同組合

- ・ 若手を中心とする新規就農者の育成
- ・ 柑橘類を中心とした新規販路拡大に向けた取組

(5) 大崎上島町観光協会

- ・ 観光パンフレット作成及びホームページによるP R活動の強化
- ・ 第一次産業と旅館業の連携の促進
- ・ 農業体験等体験活動を組み込んだ新規観光プランの作成

6 計画の目標、評価に関する事項

(1) 計画の目標

| 区分        | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
|-----------|----------|--------|
| 製造業       | 3件       | 1人     |
| 農林水産物等販売業 | 1件       | 1人     |
| 旅館業       | 1件       | 1人     |
| 情報サービス業等  | 1件       | 1人     |

(2) 評価

上記(1)に掲げる目標については、毎年度、その前年度の達成状況等を把握し、その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。

## 下大崎群島・安芸群島地域（呉市）産業振興促進事項

### 1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である齋島、三角島及び情島とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

### 3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「5 下大崎群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」及び「6 安芸群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

### 4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

### 5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

#### （1）呉市

##### [共通]

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 固定資産税の不均一課税による優遇措置

##### [農業]

- ・ 三角島の主産業である柑橘農業の維持を図るために、農家からの要望等を踏まえ、農道、かんがい用水路等の農業基盤の維持管理を継続する。
- ・ 需要の高いレモンへの改植や、新品種・新技術の導入による高品質化を図るなど、就農しやすい環境を整えるとともに、廃園地の適正管理を推進する。
- ・ 有害鳥獣被害対策については、防護柵の設置に対する助成を行う等、防御に重点をおいた諸施策に取り組んでいく。

##### [水産業]

- ・ 藻場などの漁業生産基盤の造成を進め、漁場生産力の向上を図る。
- ・ 新たな漁師の担い手育成のため、国・県の研修制度と連携した支援（補助）制度を推進することにより、引き続き、漁業着業時等の負担の軽減を図っていく。

##### [工業]

- ・ 呉市企業立地条例に基づく助成などにより、必要な支援を行っていく。
- ・ 公益財団法人くれ産業振興センターの機能を活用し、高等教育機関・研究機関と事業者等との連携を促進するとともに、新技術・新製品の開発や販路拡大に関する技術的支援・相談を行っていく。

##### [観光]

- ・ 本地域は、瀬戸内海国立公園に囲まれ、美しい海岸線を有した自然環境が豊かな地域であり、齋島周辺の海域では、冬になると広島県鳥の「あび」が渡来する。こうした、恵まれた自然などをPRしながら、交流の促進を図る。「あびの里いつき」については、利活用の検討を進めていく。

[情報サービス等]

- ・ 本地域における高速通信網環境が整っていない中での起業・創業の可能性がある場合は、公益財団法人くれ産業振興センター等と連携し、相談・支援を行っていく。

(2) 広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金
- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組
- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

(3) ひろしま農業協同組合

- ・ 地域農業の多様な担い手支援
- ・ 農地有効活用による生産基盤強化
- ・ 地域に合った作物生産及び販売ルートの拡大

(4) 漁業協同組合

- ・ 種苗放流等水産資源の適切な管理
- ・ 組合員の指導による一貫した品質管理とブランド化の推進

(5) その他関係団体との連携

- ・ 広島県企業立地推進協議会における県との連携
- ・ 呉市企業誘致推進協議会における市内高等教育機関、研究機関等との連携
- ・ 呉市金融懇談会における市内金融機関との連携
- ・ 呉地域観光連絡協議会における各事業体との連携

6 計画の目標、評価に関する事項

(1) 計画の目標

| 区分        | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
|-----------|----------|--------|
| 製造業       | 1件       | 1人     |
| 農林水産物等販売業 | 1件       | 1人     |
| 旅館業       | 1件       | —      |
| 情報サービス業等  | 1件       | —      |

(2) 評価

上記(1)に掲げる目標については、毎年度、その前年度の達成状況等を把握し、その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。

## 安芸群島地域（大竹市）産業振興促進事項

### 1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である阿多田島とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

### 3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「6 安芸群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

### 4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業及び農林水産物等販売業とする。

### 5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

#### （1）大竹市

##### [共通]

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 固定資産税の課税免除による優遇措置
- ・ 市道などの整備

##### [製造業]

- ・ 特産品の開発研究や加工を支援する。
- ・ 製造加工業の生産性向上を支援する。

##### [農林水産業]

- ・ 「あたたハマチ<sup>と</sup>レモン」の餌に混ぜるレモンの栽培に取り組む。
- ・ 「あたたハマチ<sup>と</sup>レモン」を中心に他の魚もブランド化させ、阿多田島ブランドを確立する。
- ・ 計画的に築いそや魚礁の設置などを行う。
- ・ 広島近郊など流通コストを削減できる販売ルートの開拓などの販促活動を支援する。
- ・ 融資条件の改善や融資保証制度の拡充を図る。
- ・ 観光客を対象とする特産品を販売できる体制の構築などを図る

##### [観光]

- ・ 海上釣堀など、水産業を活かした観光振興を図る。
- ・ インターネットや情報誌などを活用し、観光資源・イベントの情報を発信する。

#### （2）広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金
- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組

- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ つくり育てる漁業の推進
- ・ 漁場環境の整備・保全
- ・ 流通体制の整備
- ・ 融資制度の充実
- ・ 特産品創出の支援
- ・ 地域の特徴を活かした観光振興への支援
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

(3) 阿多田島漁業協同組合

- ・ 漁業者への水産物の品質管理の指導
- ・ 赤潮被害を予防するための海水の水質検査
- ・ 赤潮注意報・警報が出た際の島内放送による漁業者への周知

6 計画の目標、評価に関する事項

(1) 計画の目標

| 区 分       | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
|-----------|----------|--------|
| 製造業       | 1 件      | 1 人    |
| 農林水産物等販売業 | 1 件      | 1 人    |

(2) 評価

上記(1)に掲げる目標については、毎年度、その前年度の達成状況等を把握し、その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。

## 似島地域（広島市）産業振興促進事項

### 1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である似島とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

### 3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「7 似島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

### 4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

### 5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

#### （1）広島市

##### [共通]

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 企業誘致の促進

##### [農林水産業]

- ・ 農業用施設の維持管理等
- ・ 地域で取り組む有害鳥獣対策等の支援
- ・ 遊休農地再生・利用活動の支援

##### [水産業]

- ・ 広島かき採苗安定強化に向けた調査
- ・ 広島湾で獲れる代表的な魚介類のブランド化
- ・ 水産資源の維持増大のための種苗放流

##### [商工業]

- ・ 中山間地域・離島振興資金特別融資等の実施
- ・ 中小企業による雇用確保の支援

##### [観光業]

- ・ 似島歓迎交流センターの有効活用の検討
- ・ 交流人口増加に向けたイベントの開催

#### （2）広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金

- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組
- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

(3) 公益財団法人広島市産業振興センター

- ・ 里山・離島活性化支援アドバイザー派遣
- ・ 窓口相談
- ・ 新成長ビジネス事業化支援
- ・ ものづくり販路開拓支援
- ・ 創業・ベンチャー支援

(4) 公益財団法人広島市農林水産振興センター

- ・ カキ養殖指導事業
- ・ 種苗生産
- ・ ナマコ資源増殖試験
- ・ 藻場造成試験

6 計画の目標、評価に関する事項

(1) 計画の目標

| 区分        | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
|-----------|----------|--------|
| 製造業       | 1件       | 1人     |
| 農林水産物等販売業 | 1件       | 1人     |
| 旅館業       | 1件       | 5人     |
| 情報サービス業等  | 1件       | 1人     |

(2) 評価

上記(1)に掲げる目標については、毎年度、その前年度の達成状況等を把握し、その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。